畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業補助金交付等要綱

制　　定　令和７年１月27日付け６農産第3542号
一部改正　令和８年１月29日付け７農産第3474号
農林水産事務次官依命通知

（趣旨）

第１　沖縄県、鹿児島県等の甘味資源作物産地や北海道の畑作地帯等の畑作物産地においては、労働力不足による単収及び品質の低下、作付面積の減少、サツマイモ基腐病及びジャガイモシストセンチュウ等の難防除病害虫の発生拡大、高温による病害虫の多発及び品質の低下等の気候変動への対応、需要構造の変化等の課題の顕在化、減化学農薬・減化学肥料等の環境意識の高まり等、品目・地域ごとに様々に取り巻く環境が大きく変化しており、これらの変化に対応した持続的な生産体制の確立が急務となっている。

このため、本事業により、畑作物の生産性の向上及び安定生産、労働負担軽減、担い手及び作業受託組織の育成・強化、病害抑制と需要に応じた生産拡大の両立、種ばれいしょの供給力の強化、需要動向や気候変動に対応した持続的な生産・流通体制の確立、環境に配慮した生産体制の確立、地域資源の循環、砂糖の需要拡大等の取組、分みつ糖工場等の労働効率向上及びいもでん粉製造業の生産性の向上を支援することにより、畑作物産地の持続的発展を推進する。

（通則）

第２　畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成12年６月23日農林水産省告示第899号）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成18年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道農政事務所長に委任した件（平成18年６月20日農林水産省告示第881号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成12年６月23日農林水産省告示第900号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

第３　補助金は、第１の趣旨を踏まえ、事業実施主体が別表に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を実施するために必要な経費を補助することを目的とする。その事業の内容については、農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）が別に定めるところによるものとする。

（事業の内容等）

第４　本事業において実施する補助事業の内容、達成すべき成果目標の基準及び目標

年度等については、農産局長が別に定めるところによるものとする。

（交付の対象及び補助率）

第５　農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、都道府県知事又は別表の採択区分の欄に掲げる国直接採択事業の事業実施主体（以下「補助事業者」という。）が行う補助事業を実施するために必要な経費のうち、補助金の交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

２　補助対象経費の区分及びこれに対する補助率は、別表に定めるところによる。

（流用の禁止）

第６　事業実施主体は、別表の区分の欄に掲げる１及び２の事業に係る経費の相互間における経費の流用をしてはならない。

（申請手続）

第７　交付規則第２条の大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第１号による交付申請書のとおりとし、補助金の交付を受けようとする者は、別表の交付決定者の欄に掲げる者（以下「交付決定者」という。）に交付申請書を提出しなければならない。

２　補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

（交付申請書の提出期限）

第８　交付規則第２条の大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、交付決定者（大臣にあっては農産局長）が別に通知する日までとする。

（交付決定の通知）

第９　交付決定者は、第７第１項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、補助金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、補助事業者に対しその旨を通知するものとする。

２　第７第１項の規定による交付申請書が到達してから当該申請に係る前項の規定による交付決定の通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、１月とする。

（申請の取下げ）

第10　補助事業者は、第７第１項の規定による交付申請を取り下げようとするときは、第９第１項の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した取下書を交付決定者に提出しなければならない。

（契約等）

第11　補助事業者（都道府県知事以外の補助事業者に限る。次項及び第３項において同じ。）は、補助事業の一部を第三者に委託する場合は、交付決定者にあらかじめ届け出なければならない。

２　補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

３　補助事業者は、前項の契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第２号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求めることとし、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

４　補助事業者は、補助事業の実施に当たっては、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）にのっとり、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を行い、工事の品質の確保に努めなければならない。

（債権譲渡等の禁止）

第12　補助事業者は、第９第１項の規定による交付決定の通知によって生じる権利及び義務の全部又は一部を、交付決定者の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

（計画変更、中止又は廃止の承認）

第13　補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、農産局長が別に定めるところにより作成した事業実施計画の変更と併せて、あらかじめ別記様式第３号による変更等承認申請書を交付決定者に提出し、その承認を受けなければならない。

（１）補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、第14に規定する軽微な変更を除く。

（２）補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第14に規定する軽微な変更を除く。

（３）補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

２　補助事業者は、前項各号に定める場合のほか、補助金額の減額を伴う変更をしようとするときは、前項の規定に準じて交付決定者の承認を受けることができる。

３　交付決定者は、前２項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

（軽微な変更）

第14　交付規則第３条第１号イ及びロの大臣が別に定める軽微な変更は、別表の重要な変更の欄に掲げる変更を除いた変更とする。

（事業遅延の届出）

第15　補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれ

る場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様式第４号による遅延届出書を交付決定者に提出し、その指示を受けなければならない。

２　前項の場合のうち、歳出予算の繰越しを必要とする場合においては、必要事項を記載した繰越承認申請書の提出をもって同項の届出書の提出に代えることができる。

（状況報告）

第16　補助事業者は、補助金の交付決定に係る年度の第３四半期の末日現在において、別記様式第５号による事業遂行状況報告書を作成し、当該四半期の最終月の翌月末日までに交付決定者に提出しなければならない。ただし、別記様式第６号による概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。

２　前項の規定による報告のほか、交付決定者は、補助事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して当該補助事業の遂行状況について報告を求めることができる。

（概算払）

第17　補助事業者は、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、別記様式第６号の概算払請求書を交付決定者及び官署支出官（農林水産省にあっては大臣官房予算課経理調査官、北海道農政事務所及び北陸・東海・近畿・中国四国農政局にあっては総務管理官、東北・関東・九州農政局及び内閣府沖縄総合事務局にあっては総務部長をいう。）に提出しなければならない。

なお、概算払は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条ただし書の規定に基づく財務大臣との協議が調った日以降に、協議が調った範囲で行うものとする。

２　補助事業者は、概算払により間接補助事業に係る補助金の交付を受けた場合においては、当該概算払を受けた補助金の額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。

（実績報告）

第18　交付規則第６条第１項の別に定める実績報告書は、別記様式第７号のとおりとし、補助事業者は、補助事業が完了したとき（第13第１項の規定による廃止の承認があったときを含む。以下同じ。）は、その日から１月を経過した日又は翌年度の４月10日のいずれか早い日（地方公共団体に対し補助金の全額が前金払又は概算払により交付された場合は、翌年度の６月10日）までに、実績報告書を交付決定者に提出しなければならない。

２　補助事業者は、補助事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の４月30日までに別記様式第８号による年度終了実績報告書を作成し、交付決定者に提出しなければならない。

３　第７第２項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第１項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

４　第７第２項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第１項の実

績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第９号による消費税仕入控除税額報告書により速やかに交付決定者に報告するとともに、交付決定者による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定のあった日の翌年６月30日までに、同様式により交付決定者に報告しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第19　交付決定者は、第18第１項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

２　交付決定者は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

３　前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日（地方公共団体において当該補助金の返還のための予算措置について議会の承認が必要とされる場合で、かつ、この期限により難い場合は90日）以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（額の再確定）

第20　補助事業者は、第19第１項の規定による額の確定通知を受けた後において、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、交付決定者に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第18第１項の規定に準じて提出するものとする。

２　交付決定者は、前項の規定に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第19第１項の規定に準じて改めて額の確定を行うものとする。

３　第19第２項及び第３項の規定は、前項の場合に準用する。

（交付決定の取消等）

第21　交付決定者は、第13第１項第３号の規定による補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第９第１項の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

（１）補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく交付決定者の処分若しくは指示に違反した場合

（２）補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

（３）補助事業者が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合

（４）間接補助事業者が、間接補助事業の実施に関し法令に違反した場合

（５）間接補助事業者が、間接補助金を間接補助事業以外の用途に使用した場合
（６）交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
２　交付決定者は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
３　交付決定者は、第１項第１号から第３号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
４　第２項の規定による補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第19第３項の規定（括弧書を除く。）を準用する。

（財産の管理等）
第22　補助事業者は、補助対象経費（補助事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的な運用を図らなければならない。
２　取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

（財産の処分の制限）
第23　取得財産等のうち、適正化法施行令第13条第４号の大臣が定める機械及び重要な器具は、１件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。
２　取得財産等のうち適正化法施行令第13条第５号の大臣が定める財産は、１件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のソフトウェアとする。
３　適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、交付規則第５条に規定する期間（以下「処分制限期間」という。）とする。
４　補助事業者は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ交付決定者の承認を受けなければならない。
５　前項の規定にかかわらず、補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が第７第１項の規定により提出された交付申請書に記載してある場合は、第９第１項の規定による交付決定通知をもって、次の条件により交付決定者の承認を受けたものとみなす。
（１）担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を納付すること。
（２）本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと。
６　第４項の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を国に納付することを条件とすることがある。

（残存物件の処理）

第24　補助事業者は、補助事業が完了し又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業の実施のために取得した機械器具、仮設物、材料等の物件が残存するときは、その品目、数量及び取得価格を交付決定者に報告しその指示を受けなければならない。

（補助金の経理）

第25　補助事業者は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

２　補助事業者は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して同項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して５年間整備保管しなければならない。

３　補助事業者は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前２項に規定する帳簿等に加え、別記様式第10号による財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

４　前３項及び第26の規定に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

（補助金調書）

第26　補助事業者（都道府県知事に限る。）は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第11号による補助金調書を作成しておかなければならない。

（間接補助金交付の際付すべき条件等）

第27　補助事業者は、間接補助事業者に補助金を交付するときは、第６、第13から第16まで、第18、第20第１項、第21、第22、第24及び第25の規定に準ずる条件及び次の各号に掲げる条件を付さなければならない。

（１）適正化法、適正化法施行令、交付規則及びこの要綱に従うべきこと。

（２）間接補助事業により取得し又は効用の増加した財産のうち不動産及びその従物並びに１件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものについて、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に期間の定めがない財産については期間の定めなく。）においては、補助事業者の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

　ただし、間接補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が補助金交付申請書に記載してある場合は、次の条件により補助事業者による間接補助金の交付の決定をもって補助事業者の承認を受けたものとすること。

ア　担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を納付すること。

イ　本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと。

（３）前号の規定による補助事業者の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を補助事業者に納付させることがあること。

２　補助事業者は、地方公共団体の間接補助事業者に補助金を交付するときは、間接補助事業者に対し、前項に定めるもののほか、第11及び第26の規定に準ずる条件を付さなければならない。

３　補助事業者は、地方公共団体以外の間接補助事業者に補助金を交付するときは、間接補助事業者に対し、第１項に定めるもののほか、次に掲げる条件を付さなければならない。

（１）間接補助事業者は、間接補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、間接補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

（２）間接補助事業者は、前号の規定により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札等に参加しようとする者に対し、別記様式第２号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

４　補助事業者は、間接補助事業者が間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、その実態を十分把握するように努め、当該財産が適正に管理運営されるよう指導しなければならない。

５　補助事業者は、第１項第２号の規定により承認をしようとする場合は、あらかじめ交付決定者の承認を受けてから承認を与えなければならない。ただし、第１項第２号ただし書の場合にあっては、第９第１項の規定による交付決定の通知をもって当該ただし書に定める条件を付すことを条件に交付決定者の承認を受けたものとする。

６　補助事業者は、第１項第３号の規定により間接補助事業者から納付を受けた額の国庫補助金相当額を国に納付しなければならない。

７　第１項及び前項の規定にかかわらず、前項の規定その他の国庫納付に関する規定に基づき、取得財産等の取得価格の国庫補助金相当額の全部を国に納付したと認められる場合は、第１項及び前項の規定は当該取得財産等については適用しない。

８　補助事業者は、間接補助事業に関して、間接補助事業者から補助金の返還又は返納を受けた場合は、当該補助金の国庫補助金相当額を国に返還しなければならない。

（事業の評価等）

第28　補助事業者は、農産局長が別に定めるところにより、事業実施計画により定めた目標年度における成果目標の達成状況について自ら評価を行い交付決定者に報告するものとする。

（指導等）

第29　交付決定者は、本事業の適正な執行を確保するため、補助事業者に対し必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。

（委任）

第30　本事業の実施については、この要綱に定めるもののほか、農産局長が別に定めるところによる。

附　則

この要綱は、令和７年１月27日から施行する。

附　則

１　この改正は、令和８年１月29日から施行する。

２　この通知による改正前の要綱に基づいて実施している事業については、なお、従前の例による。

別表（第３、第５、第６、第７、及び第14関係）

区分	経費	補助率	採択区分 （交付決定者）	重要な変更	
				経費の配分の変更	事業内容
1　国産農産物生産基盤強化等対策事業費補助金 （1）畑作物生産性向上支援事業	1　さとうきび生産性向上緊急支援事業 事業実施主体が実施する事業に要する経費	定額 （さとうきびの農業機械等の導入の場合は物件相当額の6/10 以内。さとうきびの農業機械等のリース導入の場合はリース料の 6/10 以内。複合経営品目の農業機械等の導入の場合は物件相当額の 1/2 以内。複合経営品目の農業機械等のリース導入の場合はリース料の 1/2 以内） 病害虫･難防除雑草の発生に備えた予防的な取組を行う場合は、10ａ当たり１回 200 円	国直接採択事業 （地方農政局長等（※）） （地方農政局長等（※））		1　事業実施主体の変更 2　事業の新設、中止又は廃止 3　事業費の 30％を超える増又は国庫補助金の増 4　事業費又は国庫補助金の 30％を超える減 5　成果目標の変更 6　農業機械等の変更
	2　かんしょ生産性向上支援事業 事業実施主体が実施する事業に要する経費 （1）かんしょ生産構造転換産地づくり支援事業	定額、1/2 以内	都道府県経由事業 （地方農政局長等（※））		1　事業実施主体の変更 2　事業の新設、中止又は廃止 3　事業費の 30％を超える増又は国庫補助金の増 4　事業費又は国庫補助金の 30％を超える減 5　成果目標の変更 6　農業機械等の変更

	（２）でん粉原料用かんしょ産地対策 （３）かんしょ重要病害虫対策事業	定額、1/2 以内	国直接採択事業 （地方農政局長等（※）） 	経費の欄の（２）及び（３）の経費の相互間における国庫補助金の流用	１　事業実施主体の変更 ２　事業の新設、中止又は廃止 ３　事業費の 30％を超える増又は国庫補助金の増 ４　事業費又は国庫補助金の 30％を超える減 ５　成果目標の変更 ６　農業機械等の変更
	３　ばれいしょ生産拡大支援事業 事業実施主体が実施する次に掲げる事業に要する経費のうち、補助事業者が事業実施主体に交付する経費 （１）ばれいしょ生産構造転換産地づくり支援事業 （２）種ばれいしょの新産地形成支援事業 （３）ばれいしょ産地拡大・持続化支援実証事業 （４）種ばれいしょの安定供給対策事業 （５）ばれいしょの病害虫抵抗性品種普及拡大事業 ４　畑作物安定生産対策事業 事業実施主体が実施する次に掲げる事業に要する経費のうち、補助事業者が事業実施主体に交付する経費 （１）豆類の安定生産等対策事業 （２）そば・なたねの安定生産・安定供給対策事業 （３）なたねの品種転換に係る交雑防止対策事業 （４）病害虫まん延防止対策事業	定額 1/2 以内	都道府県経由事業 （地方農政局長等（※）） 	経費の欄の３から７までの経費の相互間における国庫補助金の流用	１　事業実施主体の変更 ２　事業の新設、中止又は廃止 ３　事業費の 30％を超える増又は国庫補助金の増 ４　事業費又は国庫補助金の 30％を超える減 ５　成果目標の変更

	5　畑作物導入・労働負担軽減対策事業 　事業実施主体が実施する次に掲げる事業に要する経費のうち、補助事業者が事業実施主体に交付する経費 （1）新たな生産体系確立支援事業 （2）労働負担軽減対策事業 6　環境配慮型生産体系確立支援事業 　事業実施主体が実施する事業に要する経費のうち、補助事業者が事業実施主体に交付する経費 7　ばれいしょ・てん菜生産基盤強化事業 　事業実施主体が実施する事業に要する経費のうち、補助事業者が事業実施主体に交付する経費				
1　国産農産物生産基盤強化等対策事業費補助金（2）畑作物加工・流通対策支援事業	1　分みつ糖工場生産性向上支援事業 　事業実施主体が実施する事業に要する経費	定額 1/2 以内	国直接採択事業 （地方農政局長等（※）） （地方農政局長等（※））		1　事業実施主体の変更 2　事業の新設、中止又は廃止 3　事業費の 30%を超える増又は国庫補助金の増 4　事業費又は国庫補助金の 30%を超える減 5　成果目標の変更

	2　国内産いもでん粉工場生産性向上支援事業 　事業実施主体が実施する事業に要する経費	1/2 以内	国直接採択事業 （地方農政局長等（※））		1　事業実施主体の変更 2　事業の新設、中止又は廃止 3　事業費の 30%を超える増又は国庫補助金の増 4　事業費又は国庫補助金の 30%を超える減 5　成果目標の変更 6　施設及び設備の変更
	3　畑作物新規需要開拓支援事業のうち、砂糖等の新規需要開拓支援事業 　事業実施主体が実施する事業に要する経費	定額 1/2 以内	国直接採択事業 （農林水産大臣）		1　事業実施主体の変更 2　事業の新設、中止又は廃止 3　事業費の 30%を超える増又は国庫補助金の増 4　事業費又は国庫補助金の 30%を超える減 5　成果目標の変更
	4　畑作物新規需要開拓支援事業のうち、 （1）畑作物の新規需要拡大事業 （2）持続的な流通体系確立支援事業 　事業実施主体が実施する事業に要する経費のうち、補助事業者が事業実施主体に交付する経費	定額 1/2 以内	都道府県経由事業 （地方農政局長等（※））	経費の欄の（1）及び（2）の経費の相互間における国庫補助金の流用	1　事業実施主体の変更 2　事業の新設、中止又は廃止 3　事業費の 30%を超える増又は国庫補助金の増 4　事業費又は国庫補助金の 30%を超える減 5　成果目標の変更
	5　分みつ糖工場低炭素化支援事業 　事業実施主体が実施する事業に要する経費	定額	国直接採択事業 （地方農政局長等（※））		1　事業実施主体の変更 2　事業の新設、中止又は廃止 3　事業費の 30%を超える増又は国庫補助金の増 4　事業費又は国庫補助金の 30%を超える減

					5　成果目標の変更
2　国産農産物生産基盤強化等対策整備費補助金 畑作物産地生産体制確立・強化整備事業	1　かんしょ生産拡大対策整備事業 （１）省力栽培体系導入事業 事業実施主体が実施する事業に要する経費	1/2 以内	都道府県経由事業 （地方農政局長等（※））		1　事業実施主体の変更 2　事業の新設、中止又は廃止 3　事業費の 30％を超える増又は国庫補助金の増 4　事業費又は国庫補助金の 30％を超える減 5　成果目標の変更
	（２）かんしょ病害虫対策整備事業 事業実施主体が実施する事業に要する経費	1/2 以内	国直接採択事業 （地方農政局長等（※））		1　事業実施主体の変更 2　事業の新設、中止又は廃止 3　事業費の 30％を超える増又は国庫補助金の増 4　事業費又は国庫補助金の 30％を超える減 5　成果目標の変更
	2　ばれいしょ生産拡大体制整備事業 事業実施主体が実施する次に掲げる事業に要する経費のうち、補助事業者が事業実施主体に交付する経費	1/2 以内	都道府県経由事業 （地方農政局長等（※））		1　事業実施主体の変更 2　事業の新設、中止又は廃止 3　事業費の 30％を超える増又は国庫補助金の増 4　事業費又は国庫補助金の 30％を超える減 5　成果目標の変更
	3　分みつ糖工場生産性向上整備事業 事業実施主体が実施する事業に要する経費	6/10 以内	国直接採択事業 （地方農政局長等（※））		1　事業実施主体の変更 2　事業の新設、中止又は廃止 3　事業費の 30％を超える増又は国庫補助金の増 4　事業費又は国庫補助金の 30％を超える減

					5　成果目標の変更 6　施設及び設備の変更
	4　国内産いもでん粉工場生産性向上整備事業 　事業実施主体が実施する事業に要する経費	1/2 以内	国直接採択事業 （地方農政局長等（※））		1　事業実施主体の変更 2　事業の新設、中止又は廃止 3　事業費の 30%を超える増又は国庫補助金の増 4　事業費又は国庫補助金の 30%を超える減 5　成果目標の変更 6　施設及び設備の変更
	5　分みつ糖工場低炭素化整備事業 　事業実施主体が実施する事業に要する経費	1/2 以内	国直接採択事業 （地方農政局長等（※））		1　事業実施主体の変更 2　事業の新設、中止又は廃止 3　事業費の 30%を超える増又は国庫補助金の増 4　事業費又は国庫補助金の 30%を超える減 5　成果目標の変更

※　地方農政局長等については、補助事業者の主たる事務所が北海道に所在する場合にあっては北海道農政事務所長、補助事業者の主たる事務所が沖縄県に所在する場合にあっては内閣府沖縄総合事務局長、補助事業者の主たる事務所がその他の都府県に所在する場合にあっては所在地を管轄する地方農政局長をいう。

別記様式第１号（第７関係）

令和○○年度畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業補助金
（○○事業）交付申請書

番　　号
年　月　日

交付決定者　　殿

所　在　地
団　体　名
代表者氏名

令和○○年度において、事業実施計画のとおり事業を実施したいので、畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業補助金交付等要綱第７の規定に基づき、○○○円の交付を申請する。

（注）１　この申請書は、事業ごとにそれぞれ作成すること。
２　本交付申請と併せて、農産局長が別に定めるところにより作成した事業実施計画を提出すること。
３　農産局長が別に定めるところにより提出した事業実施計画の記載内容から変更があるときは、本文中の「事業実施計画のとおり事業を実施したいので」を「実施要領（又は公募要領）に基づき提出した事業実施計画の一部を関係資料のとおり変更し事業を実施したいので」とし、計画の変更箇所を加筆修正した該当ページを添付して提出すること。
４　間接補助事業である場合は、都道府県の補助金交付規程又は要綱を添付すること。ただし、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。
５　交付決定前に着手した場合には、農産局長が別に定める交付決定前着手届等、着手年月日が分かる資料を添付するとともに、別途備考欄を設け、着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載すること。

別記様式第２号（第 11、第 27 関係）

契約に係る指名停止等に関する申立書

番　　号
年　月　日

（間接）補助事業者　殿

所在地
商号名又は名称
代表者氏名

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加又は申込みに当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

（注）１　〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

２　この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。

ただし、北海道にあっては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局を含む。

３　「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であって、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。

４　間接補助事業者に対する申立ての場合であって、補助事業者である地方公共団体が本様式と同趣旨の申立書を徴すること求めている場合は、本様式を改変して当該申立書と一体のものとして徴することができる。

別記様式第３号（第 13 関係）

令和○○年度畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業補助金
（○○事業）変更等承認申請書

番　　号
年　月　日

交付決定者　　殿

所　在　地
団　体　名
代表者氏名

令和○○年○月○日付け○○第○○号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記の理由により別添のとおり変更したいので、畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業補助金交付等要綱第 13 の規定に基づき申請する。

記

変更の理由

（注）１　交付決定を受けた事業実施計画書の変更箇所を加筆修正（二段書きとし、変更前を括弧書で上段に記載）した該当資料ページを添付して提出すること。
　なお、添付書類については、補助金交付申請書に添付したものから変更があったものに限り添付すること。
２　補助金の額が増額する場合は、件名中の「補助金変更等承認申請書」を「補助金の変更及び追加交付申請書」とし、本文中の「第 13 の規定に基づき申請する。」を「交付等要綱第 13 の規定に基づき、補助金○○○円を追加交付されたく申請する。」とする。
３　補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合にあっては、「変更」を「中止（廃止）」と書き換えること。

別記様式第４号（第 15 関係）

令和○○年度畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業補助金
（○○事業）遅延届出書

番　　号
年　月　日

交付決定者　　殿

所　在　地
団　体　名
代表者氏名

令和○○年○月○日付け○○第○○号をもって補助金の交付決定通知のあった補助事業について、下記の理由により（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）ため、畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業補助金交付等要綱第 15 の規定に基づき届け出る。

記

１　補助事業が（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）理由

２　補助事業の遂行状況

区　　分	総事業費	事　業　の　遂　行　状　況				備　考
		○月○日までに完了したもの		○月○日以降に実施するもの		
		事業費	出来高比　率	事業費	事業完了予　定年月日	
	円	円	%	円		
計						

（注）１　括弧内は、該当するものを記載すること。
２　区分の欄には、交付等要綱別表の経費の欄に掲げる経費を記載すること。
３　補助事業の遂行状況は、届出時点において確認されている直近の遂行状況を記載することとし、「○年○月○日以降に実施するもの」欄は、完了時期を延期して事業を継続したい場合のみ記載すること。
４　記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提

出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

別記様式第５号（第 16 関係）

令和○○年度畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業補助金
（○○事業）事業遂行状況報告書

番　　号
年　月　日

交付決定者　　殿

所　在　地
団　体　名
代表者氏名

令和○○年○月○日付け○○第○○号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業補助金交付等要綱第 16 の規定により、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区　　分	総事業費	事　業　の　遂　行　状　況				備　考
		第３四半期までに完了したもの		第４四半期以降に実施するもの		
		事業費	出来高比　率	事業費	事業完了予　定年月日	
	円	円	%	円		
計						

（注）１　「区分」の欄には、交付等要綱別表の経費の欄に掲げる経費を記載すること。
２　「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。
３　記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

別記様式第６号（第 17 関係）

令和○○年度畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業補助金
（○○事業）概算払請求書

番　　号
年　月　日

交付決定者　殿
官署支出官　殿

所　在　地
団　体　名
代表者氏名

令和○○年○月○日付け○○第○○号で補助金の交付決定の通知のあった事業について、畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業補助金交付等要綱第 17 の規定に基づき、下記により金○○○円を概算払によって交付されたく請求する。

また、併せて、令和○○年○○月○○日現在における遂行状況を下記のとおり報告する。

記

令和○年○月○日現在

区 分	総事業費	（A）国庫補助金	（B）既受領額		遂行状況	（C）今回請求額		（A）－（（B）＋（C））残額		事業完了予定年月日	備考
			金額	出来高	○月○日現在の出来高	金額	○月○日現在の予定出来高	金額	○月○日までの予定出来高		
	円	円	円	%	%	円	%	円	%		
計											

（注）１　「区分」の欄には、交付等要綱別表の経費の欄に掲げる経費を記載すること。

２　下線部は、第 16 第１項ただし書の規定による場合のみ記載することとし、記載しない場合は表中の遂行状況報告欄は空欄とすること。

３　補助事業等の実態に応じて、上記のほか必要な事項を追加することができる。

４　記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

別記様式第７号（第 18 第１項関係）

令和○○年度畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業補助金
（○○事業）実績報告書

番　　号
年　月　日

交付決定者　殿

所　在　地
団　体　名
代表者氏名

令和○○年○月○日付け○○第○○号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業補助金交付等要綱第 18 第１項の規定に基づき、その実績を報告する。
また、併せて精算額として畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業補助金○○○円の交付を請求する。

（注）１　事業の実績が、交付申請の内容と同様のときは、「なお、事業の実績内容等は、交付申請の内容と同様であった。」（間接補助事業者に対し間接補助金を交付している場合は、「なお、事業の実績内容等は、交付申請の内容と同様であり、令和○○年○○月○○日に交付を完了した。」）旨加筆し、事業実施計画書の添付は省略すること。
２　軽微な変更があったときは、交付決定を受けた事業実施計画書のコピーに変更箇所を加筆修正し添付すること。（二段書きとし、変更前を括弧書で上段に記載）
３　添付書類については、支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿等の写し又は補助金調書の写しとすること。

別記様式第８号（第 18 第２項関係）

令和○○年度畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業補助金
（○○事業）年度終了実績報告書

番　　号
年　月　日

交付決定者　殿

所　在　地
団　体　名
代表者氏名

令和○○年○月○日付け○○第○○号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業補助金交付等要綱第 18 第２項の規定により、実績を下記のとおり報告する。

記

補助事業の実施状況

区　　分	交付決定の内容		年度内実績		翌年度実施		完了予定年月日
	補助事業に要する経費（A）	国庫補助金	（A）のうち年度内支出済額	概算払受入済額	（A）のうち未支出額	翌年度繰越額	
翌年度繰越分 ○○○○ ○○○○ 年度内完了分 ○○○○	円	円	円	円	円	円	
合　　計							

（注）１　本様式は、年度内に補助事業が完了しなかった場合に提出するものとする（翌年度繰越を行った場合のほか、国庫債務負担行為にかかる場合や、補助金額全額を概算払で受入済だが予期せぬ事故により結果として年度内に完了しなかった場合を含む。）

２　交付決定の内容欄は、年度内に軽微な変更を行っている場合は、軽微な変更後の金額によるものとし、軽微な変更前の金額を上段括弧で記載すること。

３　繰越に際し、交付決定に係る補助事業を年度内完了に係るものと繰越に係るものに分割した場合は、区分して記載すること。

４　記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

別記様式第９号（第 18 第４項関係）

令和○○年度畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業補助金（○○事業）
消費税仕入控除税額報告書

番　　号
年　月　日

交付決定者　殿

所　在　地
団　体　名
代表者氏名

令和○○年○月○日付け○○第○○号をもって交付決定通知のあった畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業補助金について、畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業補助金交付等要綱第 18 第４項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

１　適正化法第 15 条の補助金の額の確定額　　金　　円
（令和○○年○月○日付け○○第○○号による額の確定通知額）

２　補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額　　金　　円

３　消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額　金　　円

４　補助金返還相当額（３－２）　　金　　円

（注）１　記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。（補助事業に要した経費に係る消費税及び地方消費税相当額の全額について、補助金相当額を補助金の額から減額する場合は、（３）の資料を除き添付不要。）
なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。
（１）消費税確定申告書の写し（税務署の受付済のもの）
（２）付表２「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
（３）３の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること。）
（４）補助事業者が消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 60 条第４項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料
２　記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

５　当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載
［　　］

（注）消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

6　当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載

［　　］

（注）1　記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

・　免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の受付済のもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料

・　新たに設立された法人であって、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる資料など、免税事業者であることを確認できる資料

・　簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の受付済のもの）

・　補助事業者が消費税法第 60 条第４項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

2　記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

別記様式第10号（第25関係）

財　産　管　理　台　帳

（間接）補助事業者名

地区名　　地区	事業実施年度	年度	農林水産省所管補助金名	

施設等名称	事業の内容					工期		経費の配分					処分制限期間		処分の状況		摘要
	事業種目（事業細目）	事業主体	工種構造施設区分	施工箇所又は設置場所	事業量	着工年月日	竣工年月日	総事業費	負担区分				耐用年数	処分制限年月日	承認年月日	処分の内容	
									国庫補助金	都道府県費	市町村費	その他					
								円	円	円	円	円					
	計																
	計																
	合計																

（注）1　処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
2　処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等を記入すること。
3　摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付先及び抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
4　この書式により難い場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

別記様式第 11 号（第 26 関係）

令和○○年度
農林水産省所管

畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業補助金調書

国			地方公共団体名									備考
			歳入			歳出						
補助事業名	交付決定の額	補助率	科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち国庫補助金相当額	支出済額	うち国庫補助金相当額	翌年度繰越額	うち国庫補助金相当額	
	円			円	円		円	円	円	円	円	円	
○○事業 ○○費 ○○費 その他													

記載要領

1 「補助事業名」欄には、補助事業等の名称のほか、当該補助事業等に要する経費の配分を記載すること。この場合において、経費の配分の記載は、補助条件等によりその変更を禁止され、又はその変更につき承認を要するものとされている経費の配分のみを特記し、その他の経費の配分は、「その他」として一括記載すること。

2 「科目」欄には、歳入にあっては款、項、目及び節を、歳出にあっては款、項、及び目をそれぞれ記載すること。ただし、「補助事業名」欄に特記した経費に対応する地方公共団体の歳出予算の経費が目の内訳の経費であるときは、歳出の「科目」欄には、その目の内訳までを記載すること。

3 「予算現額」欄には、歳入にあっては当初予算額、追加更正予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあっては当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額、流用増減額等に区分してそれぞれの額を記載すること。

4 「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。

5 補助事業等に係る地方公共団体の歳出予算額の繰越(歳出予算額の一部又は全部を執行せず、その執行しなかった部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算に計上する場合を含む。)が行われた場合における翌年度に行われる当該補助事業等に係る補助金等についての調書の作成は、本表に準じて別に作成すること。
この場合には、歳入の「科目」欄に「前年度繰越金」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下にそれぞれ国庫補助金額を内書（　）すること。